

明末の結社に関する一考察（下）

——とくに復社について——

小野 和子

九

さて新しき御代を謳歌された崇禎の新政も、崇禎二・三年には早くもまがり角にきていた。万曆の末以来北方を脅かしつづけてきた満洲の大挙侵入という民族的な危機のなかで、有名な袁崇煥事件が発生する。そしてこの事件によつて東林派官僚が一網打尽に追放されて、温体仁らの反東林派内閣が成立するのである。このように、崇禎期における内官派の主導権が確立し、反動攻勢がまさに激化しようとするなかで、復社に組織された人々は、科挙を通じて大量に政界に進出していく。すなわち崇禎三年の郷試にさいして、張溥は南京に集つた生員を動員して第二回の復社大会、金陵大会を開いたが、この年の郷試には応社以来の中心メ

ンバー、楊廷樞が解元で合格、張溥、呉偉業、陳子龍、呉昌時らもそれぞれ上位で合格した。その他の省をも併せると、この年復社の郷試合格者数は数十名に達したという。翌四年、会試には呉偉業が会元となり、張溥、馬世奇、管正伝ら、復社の同人たちが多数合格したが、このとき主考官となつたのは周延儒であつた。元来首輔は閣務多忙のため、次輔が主考官となるのが通例であるが、このとき、周延儒が異例に主考官をつとめたことから、次輔の温体仁の不満を招いた。たまたま、この年の呉偉業の会元合格については、かねて呉偉業の父呉禹玉と親交のあつた周延儒、及び房師李明睿の配慮もあつたことが温体仁派の薛国観にもれ、温体仁は御史袁凱に周延儒を弾劾させている。しかし崇禎帝が呉偉業の試験答案を親閲して激賞したために、疑惑は

はれたが、この事件をめぐつて、周延儒と温体仁の間に対立が生れる。この対立をのちに張溥が利用して東林派の主導権のもとに、周延儒内閣を成立させるのである。

さて周延儒はかねて張溥の声名を聞いてはいたが、このときはじめて張溥と面識をもち、大いに意気投合するところがあつた。このため、周延儒の援助もあつて、翰林院庶吉士となるが、位階秩序をうるさくいう翰林院で、新任の庶吉士でありながら自由に発言したため、同僚の反撥をかつたらしい。温体仁は張溥を免職させようとしたが、張溥の側では逆に、温体仁が内官と結托して派閥を形成しているとして、温体仁弾劾を劃策した。この弾劾は呉偉業を通じて行われるはずであつたが、彼が就任早々のため、これを躊躇し、実現をみなかつた。しかし、こうしたことから、温体仁一派と張溥の關係は非常に悪化し、張溥も翰林院にいたたまれなくなつて、親の葬儀を理由に暇をとつて帰郷することになる。^⑤

崇禎三・四年の郷・会試に復社が多数の合格者を出したことから、張溥の名声は全国にひびきわたつていた。張溥が北京にあつた間も彼の故郷太倉をたづねて師弟の礼をと

り、復社に入社するものがあとをたなかつたという。彼が暇をとつて帰郷するや、科擧の志願者は大擧してそのもとに集つた。そこで彼は蘇州の虎邱に復社の第三回大会、いわゆる虎邱大会を開催するが、このときの盛況について復社紀略はつぎのように伝えている。

期に先んじて伝單四出す。至日、山左、江右、晉、楚、閩、浙より舟車を以て至る者数千余人。大雄宝殿も容るる能わず。生公台、千人石も躡次布席してみな滿つ。往来繚繞して市に遊ぶ者、争つて復社を以て命名し、これを碑額に刻す。觀る者甚だ衆く、三百年来、かつて一たびもこれあらずと詫嘆せざるなし。

〔復社紀略〕卷二)

張溥はこのように門下に多くの弟子を擁して、科擧において非常な辣腕をふるつた。たとえば「公薦」^⑥「転薦」^⑦「独薦」^⑧などという方法がある。これは公文書にかりて推薦したり、試験答案をさしかえて特定の個人を合格させたりするなどかなり非合法な方法であつたようで、復社の組織を利用して強引に關係者の合格を獲得していつたものである。また東林との關係についてはのちにのべるが、個々にはかなり緊密に連絡がとられていたようである。崇禎六年張溥は、

翌年会試同考官になると予想された文震孟、項煜に会い、陳際泰、楊廷樞の会元合格及び吳鍾璽の合格を依頼している。ふたりはこれを承諾、そのために奔走するが、項煜が故意か、不注意か、楊廷樞の答案をとりちがえたために、李青が会元合格となつた。このとき、文震孟は「この挙、大士に負けるのみならず、張天如に負けり」と嘆息し、項煜をなじつたといわれる。^④この年の会試が終了してから、温体仁派の薛國観が、復社の文集である「国表」の名簿によつて点検してみたところ、会試合格者の半数以上は復社の出身者であつた。

このように復社が設立されてのち、崇禎六・七年ごろまで、四・五年のうちに、復社の主要なメンバーが科挙に合格することによつて、復社は政界にひとつの大きな派閥を形成することになるが、しかし、その間、指導者たる張薄・張采はともに官を辞して太倉に帰つており、その組織も主に地方の生員層に根をおろしていたことから、その本来の在野的性格を失つたとはいえない。天啓年間、魏忠賢の弾圧によつてその組織を失つた東林党は、この時期には劉宗周、黃道周ら、生残つた東林系官僚が中心となつて政界

における正義派勢力を形成しているが、復社の活動はそれを下部から支えるような形で行われたのである。したがつてさきの科挙における張薄と文震孟、講学をともしたといわれる張采と劉宗周の關係などにみられるように個々には連絡がとれていただけども、それは組織と組織との提携といつたものではなかつた。『復社紀略』は復社が宗主として崇めた、文震孟、姚希孟、劉宗周、錢士升ら、東林派官僚三十九名を列挙したので、

諸公、職任外にあれば則ちこれに代りて方面をはかり、内にあればこれがために髮立をはかる。皆陰にこれが地をなして知らしめず。のち、彼の人自ら悟り、乃ち心これに感ず。結納をからず、四海心に盟う。門牆の日に広く、呼応の日に靈なる所以、皆これによる。
 〔復社紀略』卷二）

とべているのは、東林と復社のこうした相互的な依存關係を伝えたものであろう。

① 「論袁崇煥与東林党的關係」、『歴史研究』五八年四号）

② 以上『復社紀略』卷二。

③ 公荐者某案領批、某科副榜、某院某道觀風首名、某郡某邑季考前列、次則門弟子某公弟、甚至某公孫、某公壻、某公甥、更次則門牆某等、天如門下某等、受先門下某等。〔復社紀略』卷二）

④ 転為荐（ママ）者江西学臣王应华、祝荐贖免時、案撫州三学、諸生鼓譟、生員黜革、应華奪官、後学臣相戒不受竿贖、三吳社長更開別徑、闕通京師權要、專扎投遞、如左都商周祥行文南直学憲、牒文直書仰甘学潤當堂開拆、名為公文、實私贖也、〔復社紀略〕卷二）

⑤ 独荐者公存雖已列名、恐其泛常或有得失、乃投專劄、爾時有張浦許三生卷已經黜落、專劄投進督学倪元琳、卷三卷于蘇松道馮元鷗、達社長、另換啓進、仍列高等、〔復社紀略〕卷二）

⑥ 『復社紀略』卷二。

⑦ 錢宝琛光緒太倉州志稿卷二（朱俟女士前掲論文所引）

一〇

復社は地方政治において、その大きな政治力を發揮した。太倉知州劉士斗も復社に加入していたが、その政治についてはつねづね張溥・張采の助言を仰いでいたようである。

崇禎六年この地方は大饑饉にみまわれるが、このとき、劉士斗は、張溥・張采とその対策を協議し、胥吏宋文傑の意見に基いて張采が「軍儲説」なるものを著し、張溥がこれに序文を附した。これにしたがつて劉士斗は、

葦爾たる一州、……花を植うる者衆く、禾を植うる者すくなし。

即え、大有の年も、但だ木棉を以て、變価して米に易う。これを

各邑に転ぶるにはなはだ相伴しからず。況んや、遍地不毛、米は誠に玉粒なれば、何によつて貿易せんや。且つ目前米価騰貴し、白米一石、貴きこと、一兩三錢に至る。将来漕艘鱗集すれば、価は必らず愈々昂し。哀々たる窮黎、即え土を售り、廬を竭くして以て兎に應ずるも、如何にして事を竣らんや。……〔復社紀略〕卷二）

と、太倉の特殊性、すなわち商品作物の栽培が、農民の米価騰貴に対する抵抗力を弱体に行っている事実を強調したうえ、太倉・鎮海の軍用米を専ら太倉のみから支弁し、漕運に代えたいという意見を上司に具申した。つまり漕運の場合には、火耗、賄賂などの附加部分、すなわち軍官の勒索が加わつて実質的には非常に大きな負担となる。これに対して軍儲の場合は本地において支弁するのであるから、そうした附加部分がない。このために軍儲米の方を負担して賑恤の一手段としようとしたのである。しかるに曾つて復社に加盟しながらも、かねて彼等に対して反感をいだいていた周之夔が、「郷紳に媚び、漕規を紊乱するもの」としてこれを弾劾した。こうした賑恤の方法が、商品経済にまきこまれた農民層の利益と同時に、直接、漕糧の負担者である地主、すなわち郷紳層の利益をも代弁していたことも

事実であろう。

さらにこの年、やはり漕運に關連して、贈耗を要求する軍と民衆の間に毆打事件がおこる。反対派は漕運の運搬費を減額した劉士斗の責任であるとして弾劾、さきの事件とも關連して劉士斗はついに降四級調用の処分をうけた。しかし、彼が、張溥・張采らと協議して行つた政治は太倉の人々の非常な支持をうけていたらしく、彼の離任に當つては数十万人が罷市してその離任を惜しんだと伝えられる。

張溥らはこの事件についてただちに東林の黃道周、蔣德璟および之夔の房師許士柔らに連絡をとり、その反省をうながし、さらに門人は之夔弾劾の檄をとばした。之夔はこの時、府篆を署理していたが、かねて専ら請託によつて採点したという不満をもつていた生員たちが学校騒動をおこして之夔追放を成功させた。之夔はそこで上司のはからいで一時吳江に転出するが、ここでも復社の学生が沈初馨の家に集つて対策を協議し、ふたたび排斥運動をはじめた。このような復社との決定的な対立によつて、彼はついに辭職のやむなきに至つている。このように張溥・張采らの政治的発言は復社という大衆的組織に支えられてはじめて強力

な力をもち得たのである。したがつて復社から組織的に排斥されることが地方官にとつて如何に打撃であつたかが知られよう。

劉士斗の一代あと、太倉知州となつたのは、錢爾業である。彼はその文学的主張においては必らずしも復社と一致しなかつたようであるが、その政治にはつねに張溥らの意向を顧慮していたようで、その年譜には

郷紳張采・張溥の輩とともに郷約を力行し、保甲法を立て、湖川塘を修め……
 （『錢忠介公年譜』崇禎十一年の条）

とあり、黃宗羲もまた

二張（張溥・張采）、人倫の鑿を負い、その邑に吏たる者、瑕疵、たちどころにあらわる。公、下車、いくばくならずして二張は交口讚誦す……
 （錢忠介公伝『南雷文案』卷九）

とのべている。したがつて劉士斗の場合のように必ずしも、復社の同人ではなくとも、張溥らはその政治に対してかなりの発言力をもつていたわけである。この二つの場合はいづれも復社の本拠たる太倉の場合であるが、復社の同人が地方官に就任した場合でも民衆の生活をまもるために、まづ収奪政策の緩和を要求すること、常平倉、粥廠などを設

置して饑饉対策を確立すること。胥吏、奴僕などの横暴を阻止すること、などという点ではほぼ一致した政策を行っており、張溥・張采らの政治的な影響力が想像されるが、しかし、各地方の政治の具体的な問題にまで果して張溥らがタッチしていたかどうかは疑問である。

① 大久保英子氏前掲論文参照。

一一

さて復社はこのように中央及び地方の政界にその勢力を浸透していつたが、とくに崇禎七年の会試に当つて、ふたたび、蔡奕琛が調査してみたところ、その合格者のほとんどが復社出身者であつた。温派はこの対策に非常に苦慮したらしい。時あたかも李自成の農民反乱が河南一帯にまで拡大してきたという河南巡撫の上奏があつた。そこで温体仁は

中原寇盜の多きは、民の賊に従うによる。民の賊に従ふこと輕々

しきは、飢寒の迫るによる。民の飢寒に苦しむは、貪官汙吏の剔

削による。

(『復社紀略』卷三)

として農民叛乱の拡大の原因を貪官汚吏の搾取にもとめ、

このような貪官汚吏は大半進士出身であるところから、科挙を廃止して、有能の人材を責任を以て推薦するという保舉制度を採用すべきであるという意見を崇禎帝に具申し、試験的に保舉制度を併用するにいたる。しかるに保舉の命が下るや、張溥はただちに各府の社長に連絡し、推薦者名簿を作成させた。このため吏部が送つた保舉人員は大半復社の同人によつて占められ、温体仁、薛国観、蔡奕琛らはあわててこの対策を協議するが、結局進士から科道官への途を制限することによつて復社側の攻撃を未然に阻止しようとした。そして復社側から弾劾せられることを恐れて「下詔求言」という形で、淮安衛武舉陳啓新をして上奏せしめる。彼は

一、科挙の弊害を改める。

一、科挙偏重をあらためて、有能の人材を適宜採用し得る制度とする。

一、専ら、進士出身の推官・知県から科道官を採用する制度を改める。

という三事項に、軍糧節約のために屯田を興すこと、名將に尚方劍を授け、軍國の重務一切を委任することなどを併せて上奏する。これに対して広東道御史詹爾遷が陳啓新彈

効にたつが、結局陳啓新は敢言を以て吏科給事中に特擢され、詹爾選は従重議処の処分をうけただけであつた。こうした結果について、復社側は更に協議を行い、科挙出身者の科挙擁護論という、崇禎帝の嫌疑を避けて、科挙出身外の、候選府庫大使程品に反撃を行わせる。彼は

啓新の科目を参せるは、科目を参するにあらず、国脈を傷つくなり。科目の諸臣を参するにあらず、孔孟を参するなり。

〔復社紀略〕巻三

と、陳啓新の科挙廃止論が、科挙による儒教的教養を否定することによつて、孔孟を否定するものであること、そこから大将登壇というごとき、武官による独断政治の期待が出てくるのであつて、それは国家の儒教的伝統を破壊するものであり、やがて焚書坑儒を招来するであろうと、陳啓新をはげしく批難した。しかし崇禎帝は陳啓新の昇任を確認、程品は刑部に送つて処分に付された。かくして陳啓新は科道官となるが、同僚から徹底的に疎外され、結局最後には復社側の弾劾によつて降二級調用の処分をうけている^①。このような科挙廃止をめぐつての復社側と温体仁派の抗争を通じて復社の組織のもつていた緊密な連絡関係をうかが

うことが出来る。

復社が八股文を主体とした科挙の現状をきびしく批判していたことはすでにのべた通りであるが、彼等は科挙を通じて政界に復社側の人材をおくり、政治をいわば體質的に改造しようとしていたのであつて、科挙がそうした形における変革の可能性という幻想を与えていたことは事実であろう。そのために彼らは官僚の公募制度としての科挙をまがりなりにも確保しようとしたのである。

① 以上本章は『復社紀略』による。

一一一

科挙を廃止して復社に打撃を与えようとした温体仁一派のころみはかくして失敗に終つたが、間もなくおこつたのが、すでにのべた僮僕解放の事件である^①。これについては再論しないが、僮僕を大量に所有していた王時敏はこの事件によつて大いに脅威を感じ、張溥・張采に不満をもつていた陸文声と協力して復社排斥にのり出した。陸文声は温体仁のブレイン蔡奕琛と会い、復社排斥についてその指示を仰ぐが、時あたかも錢謙益・瞿式耜弾劾事件と時期

を同じくしたため、温体の策動という崇禎帝の疑惑を避けるべく、とりあえず、蘇州地方の一般的情勢について上奏し、終りに復社の件を附奏し、のち奏を改めて、指名題参を行うことになつた。崇禎十年三月のことである。この陸文声の上奏にもとづいて、崇禎帝は倪元珙に調査せしめるが、復社側はただちに陸文声の子、陸茂貞を通じて陸文声を説得し、彼を外部に転出せしめて、後顧の憂をなくしたのち、倪元珙に工作した。このとき徐汧は倪元珙に会つて「かりに当面あなたが不利な状況下におかれても、将来復社が発展すれば必ず有利にならう」と説得したという。そして倪元珙は

結社会友は乃ち士子相与に考徳問業するのみ。此読書本分内のこと、応にこれを以て罪となすべからず。 (『復社紀略』巻四)

と上奏し、予期のごとく、降二級の処分をうけた。倪元珙につづいて学政となつたのは方璋、張鳳翽であるが、方璋が丁憂によつて辞職したあと、張鳳翽は復社に関する調査をさぼり、温体仁一派の計画は失敗する。そこで再び周之夔にすでのべた漕運規定紊乱事件をむしかえさせるが、応天巡撫張国維の回奏はやはり張溥・張采に有利であつた。^②

このころ徐懷丹の名に託して復社の十大罪を列挙した檄文が流された。温体仁の策動であつたといわれる。その第一項はつぎの如くである。

一、天王を僭擬せること。春秋の法は、誅心、烈たり、素王の政は、正名、先たり。惟天王のみ至尊、天を称して以てこれにのぞむ。匹ぶあるなし。今、張溥は何人にしてか、天如を僭号せるや。その心の妄肆、知るべし。且つ世に鹿馬の指あり。溥は公然これに任ず。張王治、張源、張質先、張藩等十人、時に十常侍を称し、十大王を諺呼し、挾するに江南小天子の威を以てす。財を聚め、叛を納め、姓を隠し、名を埋む。意、何を為さんと欲するや。此罪の一なり。

と、張溥は天如を号して天子の位を篡奪する意図でも持つていたかのようにいう。たしかに張溥が「江南小天子」とも呼ばれるべき実力を、この地方においてたくわえていたことは事実であろうが、しかし張溥はのちの東林党内閣の組閣工作の場合にもみられるように、中間派との提携をも辞さない、現実的な政治家なのであつて、^③恐らく革命の意図などはもつていなかったであろう。字の天如がかかる野心を表現しているというにいたつては反対派のいいがかり以外のなにものでもない。このほか

一、張溥、張采が自らを孔子に擬し、その門下を四配十哲と呼んでいること。

一、僧、道、俳優、歌手、医卜、星相などをその社中に擁していること。

一、天下の賞罰の権をほしのままにしていること。

一、奸匪を擁していること。

一、風俗を紊乱していること。

などがその主たるものである。復社が科挙に実力を發揮するようになつてそれを利用して科挙に合格しようとする一部腐敗分子のいたことは事実である。また復社の雰囲気解放的で、すでにのべた僮僕出身者の張嘉や、留都防乱掲に協力して社友同様の待遇をうけたといわれる名妓、李香君など、読書人以外の層もその社中に擁していたことも事実であろうが、しかしその主流をなしていたのは、儒教的な教養を身につけたいいわゆる読書人であつたことはいうまでもない。

また張溥が在籍の庶吉士でありながら、京察つまり官僚の勤務評定にタッチして、「天下賞罰の権」を自由に操つていたことも事実であるが、こうした党争のなかにあつて

は反対派に対抗するための勢力拡大が要求されるのは当然でそれ自体は善でもなければ悪でもない。むしろそのような勢力拡大が、何に対抗し、何を要求して行われたかがより重要である。

また「不逞の輩」とか「風俗紊乱」にいたつては権力を批判するものに権力の側から投げかけられる誹謗の常套語であつて問題にするまでもなからう。

① 本稿上参照。

② 『復社紀略』巻四。

③ 『復社紀略』巻四に全文収録。

④ 八二頁参照。

⑤ 所以為弟子者争欲入社、為父兄者亦莫不渠其子弟入社、迨至附麗者久、応求者広、才備有文個党非常之士、雖入網羅、而嗜名躁進逐臭慕羶之徒多竄于其中矣（『復社紀略』巻二）

⑥ 乙亥京察、張溥雖庶常、得与聞察事、（『復社紀略』巻三）

一三

このような復社と反対派のはげしい対立は何によつておこつたか。ここでこの党争の背景となつた当時の一般的政治情勢について簡単にふれておかなければならない。

天啓末年、陝西におこつた農民反乱は、崇禎二年ごろ辺防に派遣された辺兵をそのなかに包含し、精銳な武器と訓練された兵士をもつて、北中国に雪だるまのようにひろがつていつた^①。崇禎六年には、山西、河南に入つてその数、約十万、七年には、湖広、四川、河南にかけて約四十五万、八年には六十方に達していたといわれる^②。

一方、万曆四十四年以来、明の北辺をおびやかしてきた満洲は、天啓二年、瀋陽の戦に勝利し、同六年には遼河を渡つた。そして崇禎元年、和議が決裂するや、翌二年大挙して中国に侵入するに至つてゐる。

このような事態に直面して支配階級はどのような政策をとつたか。

万曆末年、北方防衛の軍事費として遼餉がおかれたが、この遼餉も年々増加して崇禎二年には七百五十万両に達し、莫大な増税となつて民衆を苦しめていた。しかるに崇禎十年には流賊鎮圧の軍事費と称して勦餉が、さらに翌々十二年には軍事訓練のためと称して練餉が設けられた。所謂三餉と称せられるものである。これらの合計額はすでに一七五〇万両にも及び、明の通常歳収をはるかに上廻つた^③。し

かもその財源の主要な部分は農民に対する田畝数に応じた増税である^④。このような増税は自然的条件に恵まれない北中国においては特に農民に対する非常な重圧となつて、流亡の条件をつくつていたのである。このような苛酷な収奪によつて確保された軍事費もそのまま軍事費にまわされたのではない。軍隊に派遣された監督宦官や、将校の中間搾取が半ば公然と行われる。東江総兵官の毛文龍が、水増しした兵糧百万の半ば以上を温体仁に貢いでいたのはその例であらう^⑤。このような状況のもとで、兵糧は何ヶ月も欠配がつづき、辺防に派遣された下級兵士が動揺するという事態がおこつていた。崇禎二年、東林党の領袖、劉宗周はつぎのように警告を發している。

況や、三冬の日、饑に啼き、寒に号するの衆、道路に填塞す。もし姦宄不逞なる者の起ちて呼ぶに遇わば、すなわち能く竿を掲げて乱をなす。營軍に至つてはもと疲困を称し、枵腹を荷う、尤も体恤すべし。天下の冑陵反側象、未だ饑寒に乗ぜずして起る者あらず。(請發帑大賚疏『劉蕺山先生集』卷九)

このように農民反乱がまさに拡大しようとする状況に対して支配階級は何ら積極的な政策を打出すことが出来な

つた。彼らは最初は専ら放任政策、ついでは流民招撫策、
 ついでには積極的攻撃策へと転換していくが、一方では益々
 収奪政策を強化して、農民の流亡化の条件を造成していた
 わけで、それは何ら事態の根本的解決をもたらさなかつた。
 また彼等のいう招撫策が当面を糊塗するにすぎなかつたこ
 とは、一時偽つて明に投降した張猷忠から、対流賊の軍事
 責任者とされていた熊文燦が莫大な賄賂をうけとつていた
 こと、張猷忠はこの間に実数以上の軍糧を得て力をたくわ
 え、再び反乱に立上つていつたこと^⑥によつても知ることが
 出来る。

また満洲の侵入に対して如何に中国を防衛するかについ
 ても、彼等は専ら彼等自身の党派的利害の立場から、問題
 を処理した。逆案作成の主たる責任者であつた錢龍錫を排
 斥するために、袁崇煥事件がでつちあげられ、戦略家とし
 てすぐれた武將が更迭されたばかりでなく、それに多くの
 清議派官僚が連坐させられたことは有名な事実である。^⑦ま
 た温体仁、薛国観内閣の兵部尚書の楊嗣昌が主戦論をとな
 える虚象昇と対立して、はげしく争つた事実が示すように、
 彼等の立場は満洲に対して非常に妥協的でもあつた。そし

て楊の派遣した内官高起潛に軍糧の自由を奪われて虚象昇
 はついに戦死するのである。^⑧

このように全く利己的乃至党派的利害にもとづいて行動
 していた内官派に対して、東林及びそれを支持していた復
 社ほどのような政策を主張していたか。彼等の基本的立場
 は

外を禦ぐには内を治むを以て本となす。

〔明史〕一四三劉宗周伝

というのであつて、異民族の侵入を阻止するためにはまず
 国内体制を整備しなければならぬ、そのためにはまず何
 よりも人心の安定をはからなければならぬという立場で
 ある。

國勢の強弱は人心の安否による。人心安んずれば、國勢、自ら張
 る。
 〔請発帝大寶疏〕

と彼はのべている。このような立場から、彼等は税使を撤
 退すること、内帑を出して賑恤すること、京倉の米を平糶
 すること、^⑨火耗および陋規を禁止すること、商役を商人に
 有利なように改正することなどの具体的な提案を行つてい
 る。また同様な意味から東林派は遼餉の増額、勦餉、練餉

の設置に対しても強硬に反対したのである。それとともに①
 すでおこつた農民反乱に対しては彼等はむしろ徹底した
 弾圧策を要求したのであつて、招撫策は「賊に賄し、賊を
 養ひ」いたずらに事態を混乱させるものと考えた。吳応箕
 はのちにのべる留都防乱掲事件に際して、つぎのような手
 紙を友人にあてておくつているが、この手紙はこのような
 彼等の内官派に対する批判的立場を最も端的に表現してい
 る。すなわち

□□必らず□すべからず。流賊必らず撫すべからず。逆党必らず
 容るべからず。三者は利害、国運に関係す。今、士大夫、此一害
 (逆党の害)においてまづこれをみて決せず、これを守りて定め
 ざれば国寇の患、相循いて已まず。欸撫の説を以て天下国家を誤
 つ所以なり。勝けて歎すべけんや。

(与友人論留都防乱掲書『楼山堂集』卷十五所収)

というのであつて満洲民族の侵入に対しては断乎として抵
 抗すべきで和議を以て妥協すべきでない。流賊に対しては
 断乎弾圧すべきで上層部と取引すべきでない。逆党とは断
 乎闘争すべきでいささかも妥協すべきでない。しかるに和
 議、取引を以てする説は逆党のなから出てきているので

あつて、まず逆党と闘争することこそ、当面の課題である
 とするのである。こうした情勢把握のしかたに彼等の地主
 階級としての階級的限界を明確に看取し得るが、しかし当
 時の矛盾のあり方を彼等の立場なりに最も適確にとらえて
 いるといえよう。そしてこうした立場から彼等はまず内官
 派に攻撃を集中するとともに中間層をも含めて反内官の戦
 線を組織し、彼らなりに民族の危機を守ろうとしたのであ
 る。

① 李文治『晚明民変』二十九頁。

② 同書 六十六頁

③ 同書 二十一頁

④ 遼餉については、同書二十一頁参照。剿餉は総額二百八十万
 中、敵単位の増税百九十二万九千。

⑤ 劉伯涵前掲論文参照。

⑥ 李文治前掲書七十四頁。

⑦ 劉伯涵前掲論文参照。

⑧ 『明季北略』卷十四虛象昇戰死及び『明史』二五二楊嗣昌伝。

⑨ 『劉蕺山先生集』卷九、請兇帑大賚疏。

⑩ 同書卷九請推広德意疏、同書卷十請恤畿輔凋殘疏。

⑪ たとえば『明史』五一蔣德璟伝、黃道周「擬論楊嗣昌不居兩
 喪疏」(『乾坤正氣集』五〇八所収)

一四

話はややさかのぼるが、崇禎三年、復社の第二回金陵大会が開かれた年、復社の一部の人士、劉城、許徳先、沈崑銅らが主宰して国門広業社が挙げられた^①。この社と復社との関係は明確でないが、幾社や読書社の場合と同様な、復社傘下の一グループとして設立されたものようである。

つづいて崇禎六年には楊文聰、方以智が主宰して第二回大会、崇禎九年には第三回大会が開かれる。この第三回大会に際しては、楊漣の子弟を除いて、繆昌期、周順昌、黃尊素、左光斗ら天啓年間の弾圧に獄死した東林党人の子弟たちが全員参会していた^②。そこで魏大中の子魏学濂が血書の孝経を展覧するなど、亡き父の思い出もあらたに、人々の感情を大いに刺戟したらしい^③。折しも逆案によつて処分を受けた阮大鍼は農民叛乱を避けて南京に流寓していたが、意気かえつて盛で、逆案中の人々とも往来し、返り咲きの工作をつづけていた。これを未然に阻止しようという話があった^④。これに大いに共鳴した呉応箕が、大衆的な運動によ

つて阮大鍼排斥を実現しようと発議し、顧憲成の孫杲、陳于庭の子陳貞慧をたづねて賛同を得、声明文を呉応箕が起草し、顧杲の名でアピールしていくということになったのである。しかしこれについて復社の内部は必ずしも意見が統一していたのではなかつた。なぜ彼らは賛成しなかつたか。それについて呉応箕はこれに反対する友人にあてた手紙のなかでつぎのようにかいてゐる。

留都防乱の一掲は乃ち顧杲これを倡し、弟に質す。必行疑いなきべき者という。遂にこれを刻し、以て伝う。刻掲の時に於いてこれを難する者二あり。謂えらく。掲行わるれば則ち禍至らん。

此、無識の言にして弁ずるに足らず。又謂えらく、彼の如き者、何ぞ掲するに足らんや。我輩、小題大作すと。これ見あるに似て亦非なり……（与友人論留都防乱掲書『楼山堂集』卷十五所収）

すなわち、反対意見のひとつは、南都防乱掲の発表が、曾つての楊漣の魏忠賢弾劾と同様、狂暴化した弾圧をひきおこすというのであり、今ひとつは阮大鍼のごとき者に対して、今更こんな大仰な声明文を発表することもあるまいというのである。これに対して呉応箕は先に引用した手紙を送り、民族の危機をまもるためにまず逆党に対して集中的

に攻撃をかける必要性を強調したのである。したがつて南京都防乱公掲はこの方針に沿つて阮大鍼排斥を内容として起草されたが、しかし、社の内部事情もあつて声明文は仲々発表に至らなかつた。しかも問題はより多く、復社の本拠たる蘇州にあつたことは吳応箕が顧景忠にあてた手紙のなかで

乃るに同人の矛盾は多く呉会にあり。豈、地大物衆、名高氣盈の区、反つて古と処るべけんや。

(復顧子方書『崧山堂集』卷十五所収)

とのべているごとくである。応社以来の同人であつた楊廷枢もこの一人で、顧景忠と楊廷枢の間でも何度か手紙の往復が重ねられた。そうこうするうちにこの排斥運動のうごきが阮大鍼の方に伝わつた。彼はただちにもみけしを劃策し、周鍾の従兄弟、周鏞を中心人物とにらんでとりなしを依頼したが、彼はその手紙のみならず、阮大鍼の使者の前でそれを燃してしまつたといふ^④。こうして南都防乱公掲が発表されたのは崇禎十一年七月のことであつた。国門広業社の第三回大会以来二年ちかい日子をついやしていたのである。その内容は阮大鍼の南京における内官派再組織の工作

を徹底的に暴露し、このまま放置しておくならば必らずや国の大患をなすものとならうといふものであつた^⑤。これには顧憲成の孫、顧景忠をトップに、つづいて黄宗羲、魏学濂と東林殉難の子弟をはじめ、復社及び復社傘下の各社の諸生が一四〇名署名した^⑥。このなかには復社のなかでも比較的考証的傾向のつよかつた説書社の人々でさえも多く署名していることは注目されよう^⑦。この掲文は東林派の御史成勇を通じて上奏される筈のところ、成勇の逮捕によつて実現しなかつた。そこで、この声明文は印刷に附され、南京の町々に流布されたが、その与えた影響は大きく、人々は今更のように「逆案」の存在を再認識し、士大夫のもとと厚顔な連中とでさえ、さすがにしりごみして阮大鍼との交渉を絶つたといわれる^⑧。朱俊女士はこの運動が南明において馬士英、阮大鍼の東林復社弾圧をひきおこしたことから、楊廷枢の予測通りの不幸な結果をもたらしたと評しているが、この運動が阮大鍼の復帰を阻止することによつてのちの東林派内閣成立への途を準備したことは否定出来ない^⑨。

このように復社が一方では東林と同様に政界にその組織

網をひろげながら、一方ではその組織力を背景に、生員層を中心とした大衆運動の形式を用いて、運動をすすめていったことは注目すべきであろう。それは官僚でも何でもない在野の生員が、集団を組織して主体的に政治に参加したことを意味する。したがってそれは官僚組織、あるいは君主権に寄生した政治参与でなく、それらにも対立し得る政治参与である。このような政治闘争を通じて生員層の政治意識は急速に昂められたであろうし、組織された集団の力に対する確信も生まれたであろう。

またこの南都防乱掲に当初から参加した黄宗羲はのちに明夷待訪録^⑩をかき、その学校論において、民権主義的部分的な適用としての紳権主義ともいわるべき、学校の議会化を主張している。この学校論こそ、こうした復社の政治運動を総括し、それを合法化して、政治機構の中に制度化しようとしたものに他ならない。

- ① 『楼山堂集』巻十七国内広業序。
- ② 呉次尾先生年譜崇禎九年の条（『楼山堂集』所収）
- ③ 冒襄・同人集往昔行跋（謝氏前掲書所引）。
- ④ 呉次尾先生年譜崇禎九年の条。
- ⑤ 陳貞懋・防乱公掲本末（常州先哲遺書、陳定生遺書所収）

⑥ 留都防乱掲の全文は『復社姓氏録』及び『復社姓氏前後』所収。同右。

⑦ 張岐然をはじめ馮偉、敵渡、虞宗玟らが署名している。

⑧ 陳貞懋・防乱公掲本末。

⑨ 朱俊女士前掲論文。

⑩ 明夷待訪録については、島田虔次氏『中国のルソー』（『思想』四三五号）参照。

一五

崇禎十年から崇禎十一年にかけて李自成の農民軍は河南、湖広、四川、安徽一带へと拡大し、滿洲はその混乱に乗じて河北から山東にまで南下してきた。崇禎十年、温体仁は錢謙益弾劾の陰謀を暴露されて引責辭職、つづいて首輔となつたのは、東林を敵視しているという理由で曾つて温によつて起用された薛国観であつた。しかし彼はこのような益々緊迫しつつある国内外の危機に対して何ら有効な軍事政策も民生安定策も打出すことが出来なかつた。崇禎十三年、彼は軍事費献金を帝の外戚に強要したことに端を發して、帝と外戚との間に紛争をまきおこして帝のうらみをかうが、折しも人事をめぐつて不満をもつていた呉昌時に収

賭の事実を暴露されて免職となる。

つぎの首輔に誰を推すかについて東林および復社の首脳部では協議が行われたのであろう。張溥は周延儒に

公若し再び相たれば前轍を易えて賢声を得るを重んずべし。

〔明史〕三〇八周延儒伝

という確認をとりつけたうえで、周延儒の擁立工作にのり出した。

周延儒は、字は玉繩、江蘇省宜興出身である。彼は東林の姚希孟・羅喻義らとも交渉があり、とくに、崇禎四年の会試には、張溥、馬世奇、吳偉業らの座主をつとめたが、一方崇禎二年温体仁の錢謙益弾劾に荷担して以後、内官派との関係もかなり深かった。しかし、温体仁一派との間に矛盾が存在したことはすでにのべたごとくである。またその人物についてもとかく問題があつたことは、曾つて呉鍾璽が周を評して

挾齋（周延儒）の坐客、皆声色貨利の輩、絶えて一文士なし。吾これに近づくを楽しまず。

〔復社紀略〕卷二

といつたのに対して、張溥が大いに共鳴したことからも知られる。このように張溥が周延儒の性格については正しい

認識をもちながらも、周延儒を擁立したのは、当時の客観情勢と、自他の力関係をも十分計算したうえで、内官派の内部矛盾を利用しようとしたわけである。

この周延儒擁立の事情については杜登春の社事始末はつぎのように伝えている。

彼の小人たる者、たとい吹求の端なきも、竊々として自ら疑う。宜興を起復するに非ざれば終にこれ孤立の局。（張溥）は錢蒙夏（錢謙益）、項水心（煜）、徐勿齋（汧）、馬素修（世奇）の諸先生と虎丘の石仏寺に謀り、幹僕王成を遣して七札を貽り、選君吳來之先生昌時の邸中に入る。吳先生なる者は、一時、手、朝柄を操り、呼吸、帝座に通うの人なり。鞏蔽の番子、内外に密布し、線索、通じがたし。王成、七札を以て熟読し、一字づつ一割し、敗絮中に雑え、呉帳に至りて褻褻法をなし、羣要に達するを得たり。これ、王成の口より得たれば、最も詳確なり。時に辛巳二月のことなり。

〔社事始末〕

すなわち、当面の危機をのりきるためには、周延儒擁立以外にはないと考えた張溥が、錢謙益、徐汧、馬世奇らと協議し、幹僕王成を通じて非常な苦心の末、吳昌時との連絡に成功したというのである。したがって周擁立が張溥の一存において行われたのではなく、復社及東林首脳部の協議

によつて行われたことはあきらかであろう。

しかしこの間の事情については、復社の内部にさえ、かなりの批判があり、とかくの風評をまきおこしていたようである。

たとえば文乗は、その『烈皇小識』において

ここにおいて庶吉士張溥、礼部員外郎吳昌時、これがために経営す。涿州馮銓、河南侯恂、桐城の阮大鋮等、一股を分任す。每股銀万金、共に六万兩を費して始めて召すを得たり。

〔『烈皇小識』巻七〕

といい、張溥は曾つて復社の学生たちがあれほどまでに排斥した阮大鋮などをも含めた反対派とのなれあいにおいて、周内閣を成立させたがごとくに書いている。また黄宗羲は一面において復社の行動を称揚しながら、一面においては婁東の復社はいたずらに茲相の警聳する所となる。これ他なし。本領脆薄にして終に成就する所ある能わず。

〔陳夔猷墓誌銘『南雷文定』後三〕

と批判している。周延儒が阮大鋮と年来の友人であつたことは事実であるが、果して張溥は彼と妥協したのであろうか。

曾つて阮大鋮が復社と對抗して設立した組織、中江社に

参加しながら、のち復社に転向した錢秉鑑^②はこの間の事情をつぎのようになる。周延儒と阮大鋮の間には「もし再び起用されたら必ず君を取立てよう」という約束があつた。そこで周が復歸したとき、阮大鋮はただちに祝の金杯を使者にもたせてやつたが、周は三たびその杯でのみほしただけで持ち帰らせた。そしてその使者に語るには

これを飲めば爾の主と面談することし。旧約は忘れず。但、茲に出でたるは、実に東林による。先に我と法三章を約す。第一義は即ち爾の主なり。帰して爾の主に語れ。倘し意中一人の交を為す所の者あれば当に用いて督撫となすべし……

〔『所知錄』巻六阮大鋮本末小紀〕

といつたという。これによれば周延儒擁立については明らかに東林すなわち張溥との間に法三章の約束があり、阮大鋮を採用しないという一項目があつたという。もちろんそれは周延儒の逃げ口上であつたかも知れないが、少くとも阮大鋮など、札付きの内官派を採用し得ない復社側との約束があつたことは事実であらう。しかしこうした周延儒側の要請によつて阮大鋮の腹心馬士英が督撫として送りこま

れたのである。

このように立場のきわめてあいまいな周延儒を擁立しなければならなかつた東林、復社側の弱さは当然認めなければならぬであろう。しかしこの時点で旗幟鮮明な東林党人を擁立しようとしても不可能であつておそらく張溥はさうした両者の勢力関係をも十分計算のうえ、周延儒を推したにちがいない。したがつて周延儒復社に成功するや、数項目の要求事項を提出した。その内容は、詔獄の廃止、監督宦官の廃止、内操の停止、収奪政策の緩和等であり、周延儒は銳意これを行うことを約束した。^⑤そしてその一部は周内閣の政策となつたのである。

しかし不幸にして張溥は、周延儒復社後まもない崇禎十四年五月、四十歳の若さで他界した。この死亡について明季北略は

昌時は張溥と共に画策建功の人たり。淮安道上、張溥破腹するや、一劑を以て九泉に送入す。延儒の密室に兩人あるを忌むなり。その忍心かくの如し。〔明季北略』卷十九周延儒統記〕

と、呉昌時の陰謀によつて殺害されたという説をとつてゐる。呉昌時の陰險な性格からみて考へ得ることではあるが、

確實な史料はない。

張溥の歿後、復社に対する弾劾はなおも相次いだ。張溥の死歿を知らなかつた薛国観の一味、蔡奕琛は、一里居の庶常、朝柄を遙執するは、豈、異事にあらすや。

〔万斯同『明史稿』二八六張溥伝^④〕

と復社を弾劾する。これに対して張采は復社の本末を具陳するの疏^⑥を奉り、復社が決してそのような危険な政治団体ではないことを回奏する。

その年の秋八月、講筵に當つて、崇禎帝は周延儒に、張溥、張采兩人のことを質問、周延儒の推賞を得て、張溥の遺書を集めるよう詔し、三千余卷を得た^⑦という。かくして張溥は歿後、その名譽を回復したのである。張溥は歿したけれども、当時の力関係のもとでは、周延儒も張溥との協定事項を或る程度満足させなければならなかつた。そこで彼は首輔となるや、ただちに

一、漕糧・白糧を滯納した戸をゆるす。

一、民間の税糧の滯納を蠲免する。

一、兵残歳荒の地はその年の兩税を減免する。

一、蘇松常嘉湖の諸府に水災が出た場合は明年度の夏麦秋糧を以

て濫權にあてる。

一、流罪以下は全部赦免する。

一、左遷された諸官僚を召還する。

などを上奏して崇禎帝の認可を得た。これらはいずれも張溥の生前、張溥との協定にもとづいて行われたことはあきらかであるが、これが復社側の要求のすべてであつたかどうかは疑問である。しかし農村とくに江南地方に対する収奪政策を緩和して民生を安定させようとする復社側の要求は部分的であるにしろ、ここに実現をみたわけである。

さらに重要なことは周内閣が明一代の政治のガンであつた宦官を排除するためかなり思い切つた政策をとつたことである。その第一が東廠および錦衣衛の緝事スベイを廃止せしめたことであつた。いうまでもなく、東廠および錦衣衛は皇帝に直屬する特務機関であつて緝事スベイと刑獄をその主要な任務としている。しかもそれは司礼太監とは三位一体的な關係にあり、その要所には宦官の私人がそれぞれ配置されて、いわば宦官政治の拠つて立つ基礎をなしていたものであつた。したがつて全くの「でつちあげ」によつて逮捕された政治犯はほとんど何ら抗弁の機会も与えられず、宦官

の恣意によつて、もつとも残酷な方法で処刑されたのである。

政治を宦官の恣意から解放し、公論を政治に反映させるためには、宦官政治の象徴ともいふべき詔獄を廃止しなければならぬ。東林・復社の人々は一致してこのことを主張してきた。張溥自身も「詔獄論」なるものをあらわして詔獄の廃止を主張している。この東林・復社側の要求によつて周延儒は廠・衛の特務機関としてのスパイ活動を禁止させたのである。もちろんそれは東林・復社側の主張する詔獄自体の廃止ではなかつたけれども、宦官の恣意による「でつちあげ」の危険を多少なりとも制限することによつて、宦官派に対する非常な衝撃を与えたことはこれがのちに宦官派の不満をまきおこして周内閣の命取りとなつたことからも察せられよう。この緝事活動スベイは南明において、内官派によつて再び復活させられる。

第二に監督宦官を廃止したことである。監督宦官というのは元來辺地の軍事を監督することを目的に設置されたが、のちには各地に設置せられて特務機関として廠衛の出先機関としての觀を呈した。この監督宦官が軍事に介入し、軍

糧の自由をもつてときには国家の運命すら左右したことは、満洲に対して徹底抗戦を主張した盧象昇が宦官の妨害によつて戦死した事実によつても知られよう。さらにこの監督宦官が地方に派遣された場合には地方行政をたえず偵察して人事を左右し、地方官に絶大な権力をふるい、はげしい収奪を行つて人民を極度に窮乏化せしめたのである。劉宗周は曾つて

監紀つかわされてより封疆の責任軽く、督撫権なくして將日ごとにおそる。〔「痛切時艱疏」〔劉瓛山先生集〕卷十〕

と監督宦官の派遣が地方官の権力を無力化し、国土を守ろうとする意欲すら喪失せしめるものであることをはげしく非難しているが、これらがかねて東林党が主張してきたところのものである。¹⁴ 崇禎新政に當つて、一時的にこの主張は採用され、崇禎帝は監督宦官の廃止の上諭を出しているが、しかし早くも崇禎二年末には司礼太監李鳳翽らが派遣して京營の提督を行わしめ、以後しばしば各地に宦官派遣が行われているのである。

第三に内操、すなわち、宦官の軍事訓練の廃止である。¹⁵ この軍事訓練は監督宦官の派遣だけでは不安を感じた皇帝

が、万曆ごろから自衛隊を組織し、且つ訓練したもので、魏忠賢の全盛時代においては数万人にも及ぶ大規模な内操が行われたという。これら宦官の軍隊は皇帝に直屬し、その皇帝権と軍事力を背景に跋扈して横暴をきわめ、宦官派勢力の武力的背景をなしていたものである。¹⁶

このように周延儒という中間派の人物を通して実現せられたこれら政策が、非常になまぬるいものであつたことは止むを得ないが、それにもせよ、とにかく周延儒は張溥との協定にしたがつてその政策を実現したのである。すでにのべたように当時の深刻な民族矛盾、国内矛盾は、政治的には内官派對正義派の矛盾としてあらわれていた。したがつて内官派に対決することなしには、民族矛盾、国内矛盾の克服は不可能であり、このような時点における周内閣の反宦官政策はかなり積極的な意義をもち得たのである。

つづいて翌年五月周延儒は張溥との協定にしたがつて鄭三俊を吏部尚書に、劉宗周を都察院御史に、范景文を工部尚書に、倪元璐を兵部侍郎に起用し、更に李邦華、張國維、徐石麟を政界に復帰せしめた。かくして一時東林派の全盛期を現出したのである。こうした東林派の絶対的優勢を背

景に東林の政策がまさに強行されようとしていた。

こうした周内閣における東林派の主導権の確立とその政策の展開に内官派は恐らく非常な脅威を感じたにちがいない。このころ二十四氣説という匿名の文書が内官派の手によつてばらまかれた。二十四氣をそれぞれ在朝の官僚にあってはめて陰に彼らを誹謗するものであつたという。このように周内閣の政策は内官派の反撥をかつただけではなかつた。

周延儒はすでにのべたように阮大鍼の推薦にしたがつて馬士英を鳳陽総督として起用し、内官派との関係を深めていた。^⑩ いわば相対立する両派のいずれにも足をおいた二股的政策をとつていたのである。しかも彼は人物の貪婪なことも定評があり、前門外に寶石店を経営して賄賂の仲継所としていた。^⑪ こうしたことに對して東林・復社側からも不満はたえなかつたのである。しかも張溥なきあと、東林・復社側には、周延儒をバックするだけの政治力に欠けていた。まず東林派は給事中姜采が二十四氣説に關連して言官の職責の重大性について上奏して、崇禎帝と対立し、詔獄に下された。つづいて、復社設立に功のあつた行人司副

熊開元が、周延儒の收賄を弾劾しようとして帝と対立、錦衣獄に下された。このとき劉宗周も錦衣獄は朝廷の私刑なりと上奏して帝の怒をかい、削籍されている。そして周延儒自身も結局掌錦衣衛事駱養性の弾劾をうけ、十六年五月免職となつたのである。周内閣の成立以来一年八ヶ月のちのことであつた。

- ① 本稿六八頁參照。
- ② 謝氏前掲書一七二頁
- ③ 吳偉業『復社紀事』及び明史三〇八周延儒傳。
- ④ 朱倓女士前掲論文所引。
- ⑤ 張采『知畏堂集』卷一、具陳復社本末疏、謝氏前掲書所引。
- ⑥ 万斯同『明史稿』二八六張溥傳。
- ⑦ 『明史』三〇八周延儒傳。
- ⑧ 同右。
- ⑨ 丁易「明代特務政治」
- ⑩ たとえば、明史二五五劉宗周傳
- ⑪ 『七錄齋集』論略
- ⑫ 『復社紀事』及び張岱『石匱書後集』
- ⑬ 『明季北略』卷十四盧象昇戰死。
- ⑭ たとえば、『明史』二五〇孫承宗傳・劉宗周・冒死陳言疏（劉戡山先生集）卷九所收）
- ⑮ 註12に同じ。
- ⑯ 丁易『明代特務政治』

①⑦ 本稿八三頁参照。

①⑧ 謝氏前掲書、八八頁参照。

一六

さて遅ればせながらも、宦官政治と対決し、国内矛盾を緩和して満洲に抵抗しようとした東林・復社の運動も、内閣の崩壊によつて決定的な敗北に終つた。このあとをうけて首輔となつたのは、陳演ら薛国観の一味であるが、内閣の崩壊後、一年もたない翌十七年三月、李自成は北京に入城、崇禎帝は煤山に自殺して、明は遂に滅亡した。

そしてやがて呉三桂にみちびかれて満洲が侵入し、三百年にわたつて異民族支配をつづけることになるのである。国家の滅亡、異民族の侵入というこのような悲痛な事態に直面して、復社人たちは、可能なかぎり復社の組織を利用しながら、それに抵抗しようとした。とくに古来要衝といわれる太湖周辺にあつては、ここで満洲の南下をくい止めようとして、復社人を中心に猛烈な抵抗がおこされた^①。この中心になつたのはやはり復社の同人であつた呉易であるが、これには孫兆奎、沈自炳、陳子龍ら復社関係者が多数参加

していたよう^②で、顧威正、楊廷枢もこれに呼応して義勇軍を組織し、湖上に出没して大いに満洲を悩ませた。この間にあつて連絡をとつたのは顧炎武であつたという^③。このほか、呉応箕、黄宗羲、万応隆らいずれも各地において反清の義勇軍を組織している。

翌順治四年、呉淞提督呉勝兆の清朝うらざり事件がおこる。この事件は彼の莫客で復社の同人であつた戴之儻が調策したものであるが、結局失敗に終り、戴自身が殺されたばかりでなく、陳子龍、楊廷枢らもこの事件に関連して処刑されたのである^④。

復社は強力なオルガナイザーであつた張溥を失つてのち、自然解体の如き状態にあつた。したがつてこのような満洲に対する抵抗運動も、復社が組織として行つたものではなかつた。しかし、のちに顧炎武が復社の組織をたよりつつ、旅行し、反清運動を組織していつたという事実^⑤が示すように、復社の組織が反清運動のひとつの強力な基盤を提供していつたことは否定出来ない。それゆえにこそ、清朝は幾度かにわたつて社禁を出さなければならなかつたのである^⑥。さてこのように復社の指導的な層は反清の運動に係り

て多く逮捕され、壮烈な最後をとげていつた。かねて抗金の英雄文天祥を尊敬していた楊廷枢は、処刑に当つても、

いささかも動ぜず「生きては大明の人たり」「死しては大明の鬼とならん」と叫んではなばなし最後の最後をとげたといわれる。このほか「この膝を屈せず、剃頭せざるの身を」と

どめて以て先人に地下に見えん」といつて投身自殺した徐汧など、国家と運命を共にして自ら生命を断つたものも多い。彼らのなかには「我が冠を去るなかれ。まさに以て先朝に地下に見えん」と冠をつけたまま処刑された呉応箕の言葉が示すように、民族的な屈辱感とともに先朝の臣下としての意識がはたらいていたことは否定出来ない。しかしそれは決して崇禎帝個人に対する私的な忠誠意識ではなく、「公」のものとしての皇帝に対する臣下としての責任の自覚においてであつた。彼は晩年、

今夫れ、国家を亡ぼす者は賊なり。或るひと言う。賊、能く国を亡ぼすに非ず。廟堂の賊を滅すことを議し、封疆の賊を殺すに任ぜし者、自らこれを亡すなり。

（原乱『棲山堂集』巻十九）

といつた或るひとの言葉に完全な同意を与えているのである。そこには国を亡ぼしたのは、李自成の乱ではなく、李

自成を弾圧しようとした自らの側の責任であるという痛切な反省をみることが出来るよう。

また、顧夢麟、楊彝、劉城、沈寿民、黄宗羲、顧炎武などのように、明滅亡ののち、清朝の科擧に應ぜず、ましてや官僚として出仕することもなく、専ら著作活動にしたがいながら明の遺老として終生をわつた人々も多い。彼等のなかにすでに明朝の政策に対する批判があつたことはすでにのべたとおりであるが、明の滅亡とともに、それは国家の政治構造そのものへの根本的な反省に発展していつた。

呉応箕はその死の直前、「原君」「原相」「原将」など「原」という形式を用いてかいた政治論数篇に序して

国家の難は戊午に発して甲申にいたる。傲り始めて漸くにして竟る所を知らず。悲しみ極まりて勢としてその由つて致す所を忘る。予今、晰らかにせざれば、後の考ふる者をして、所衷を質ひたさしめんことをおそる。

（『棲山堂文集』巻十九原）

とかいてゐるが、彼らは明の敗北の原因をその政治体制のなかにもとめていこうとしたのである。その典型を我々は黄宗羲の「明夷待訪録」においてみることが出来るよう。

しかし、復社のなかにも、周鍾や陳名夏のように、李自

成政権に関与したり、或いはのちに清朝に仕えた投機的な

分子もあつた。周鍾が李自成に勸進表を奉つたことはすでに周知の事実であるが、これについては様々な風評がながれてきたようである。たとえば南疆逸史の著者温睿臨は

(周) 鍾がすでに賊に降るや、鍾の門人徐時霖等、益々被らずに悪名を以てす。中朝その勸進表を例えて、「独夫授首し、万姓帰心す。堯舜に比して武功多く、湯武を邁えて蕪徳なし」の語ありと……。(『南疆逸史』卷二周鍾)

といひ、さらに周鍾の叔父周維持、兄の周銓の言として

家門、不幸にして鍾・鍾兄弟、隙を成す。鍾は乃ち勸進表・下江南策を撰すると偽りて以て鍾を誣う。悪名、流布して洗う能わず……。(『南疆逸史』卷二周鍾)

として、周鍾に敵意を抱いていた周鍾の「でつちあげ」であるという説をとつている。

また計六奇は『明季北略』において、勸進表が周鍾の手に成つたものであることをかきながら、沈国元の大事記を転引して

勸進表に云うあり。伝えて鍾の筆となす。又存杞存宋の句あり。翼鼎慈、人に向いて曰く。此語、吾手に出づ。周介生、想、これ

に至らず。

(『明季北略』卷二十二周鍾)

といつている。これは必ずしも周鍾の手になつたことを全面的に否定したものではなく存杞存宋の句が翼の手になつたもの、したがつて部分的に翼の手が入つていることも考えられる。また農民軍にとらえられて、農民軍の將士と直接接触をもつたことのある趙士錦は、その『甲申紀事』^⑦において

賊中、勸進せる者は、皆、(劉)宗敏、(牛)金星、宋企郊等。未だ鍾の勸進表を撰したるを聞かず。弘光のとき、訛つて、鍾、勸進表を撰したりと伝う。

と周鍾の勸進説を否定している。しかし、彼が李自成政権の宰相となつた牛金星の知遇をうけていたことは事実のようである、明季北略もその間の事情を記しているが、この牛との関係については周鍾と同じく金壇出身の史惇がつぎのようについている。

闖賊、京城を破るや、先帝、殉難す。一時、無恥の徒、先を争つて朝見す。但、稠人のうち、介生兄と呼ぶ者あり。乃ち闖賊の偽丞相牛金星なり。介生もと嘗つて中州侯木庵格太史(つぎ)の家に設教せ

るの時、相与にせる者なり。ここにおいて介生は儼然として牛宰相の高弟、門生たり……（『懔餘雜記』・周介生始末）

史惇は同郷のうえ、且つ崇禎三年の挙人、十五年の進士でほぼ周鍾と同時代人である。ただ東林に対して必らずしも同情的ではなかつた点が考慮されなければならぬが、ここでいう侯格は、復社のメンバーであり、明末の四公子の一人とされた侯方域の叔父侯恪ではないかと思われる。

周鍾が同人の侯方域の家で講学のごときを行つたことは可能性としてはあり得ることで彼が以前から牛金星と面識をもつていたとすれば、牛金星を通じて勸進表作成にタッチしたことも当然考え得ることであるが、但、こうした混乱した事情にあつて決定的な史料のないことも止むを得ない。彼はのち、南帰して馬士英につかまり、殺害された。

このほか、復社の同人のなかでも、生員のまま終つた無名の人々の帰趨についてはあきらかにする由もないが、そのなかにはやはり李自成軍に投じた人々もあつたのであろう。趙士錦が李自成軍の劉宗敏の營中に、復社の同人であつた河南の生員王姓なる者がいたと称していることから想像される。

また陳名夏、呉偉業など清朝に再び仕えていつた人々については今更いうまでもあるまい。

- ① 謝國楨『顧亭林學譜』二三頁。
- ② 陳子龍年譜（『陳忠裕公集』所収）順治三年の条
- ③ 註①に同じ。
- ④ 吳勝兆事件については、陳忠裕公年譜順治四年の条および『南疆逸史』卷三陳子龍參照。
- ⑤ 趙儼生『顧炎武伝略』十二頁。
- ⑥ 拙稿「清初の思想統制をめぐつて」（『東洋史研究』十八ノ三）
- ⑦ この『甲申紀事』は、馮夢龍の「甲申紀事」とは全く別個のもので、史惇『懔餘雜記』等とともに一九五九年上海において出版された。（人文科学研究所蔵）

このようにして復社の運動は失敗に終つた。それは雪だるまのように全国にひろがつていく農民叛乱と、満洲の侵入という脅威にさらされた地主階級が、当面の危機をのりきつていくために、現実の政治的腐敗の根源である内官及び内官派と対決しようとした運動であつた。彼等は全国的な結社を組織し、その同志を官僚組織のなかに送りこむとともに、それを大衆的にバック・アップすることによつて政治を體質的に改善しようとした。彼らがそのためにこの

ような組織をもつたということは内官派に抵抗する大きな物質的な力になつたことはうたがい得ない。しかしそれにもかかわらず、官僚組織における正義派の量的な増大が政策として反映されるという保証は何ひとつ存在しなかつた。正義派はつねにやみ打ちをかけられて無残な敗北をとげていたのである。

また彼等は農民の流亡化を阻止するために明の収奪政策に抵抗するという点では一貫した政策を主張してきた。もしかりに彼等のいう政策が全面的に実施されたとすれば、江南の富が中央に吸上げられるのを阻止することによつて江南の経済的發展にも寄与する所、極めて大きかつたと思われるが、しかし自覺的にそれら経済的發展を育成すると

いう積極的政策はもつていなかつた。そして何よりも彼等の勢力が内官派をも圧倒し得るほどにつよくなかつたことは冷徹な歴史的事実である。

しかし明の滅亡という彼らにとつてまさに驚天動地のはげしい衝撃を通じて彼等のなかにはあきらかに政治改革、社会改革への指向が生れ出ようとしていた。それは復社に關係をもつていた清初の思想家たちに共通してみられるものであつたが、異民族王朝のもとにあつてはそうした指向ももはや發展の可能性を失われていた。そして復社のなかにあつた復古主義もその本来の実践的性格を失つてその形骸だけを清朝にとどめていくのである。